

# 都城市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	人 167,351	千円 87,188,316	千円 1,318,622	千円 11,034,423	% 12.7	% 13.6

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

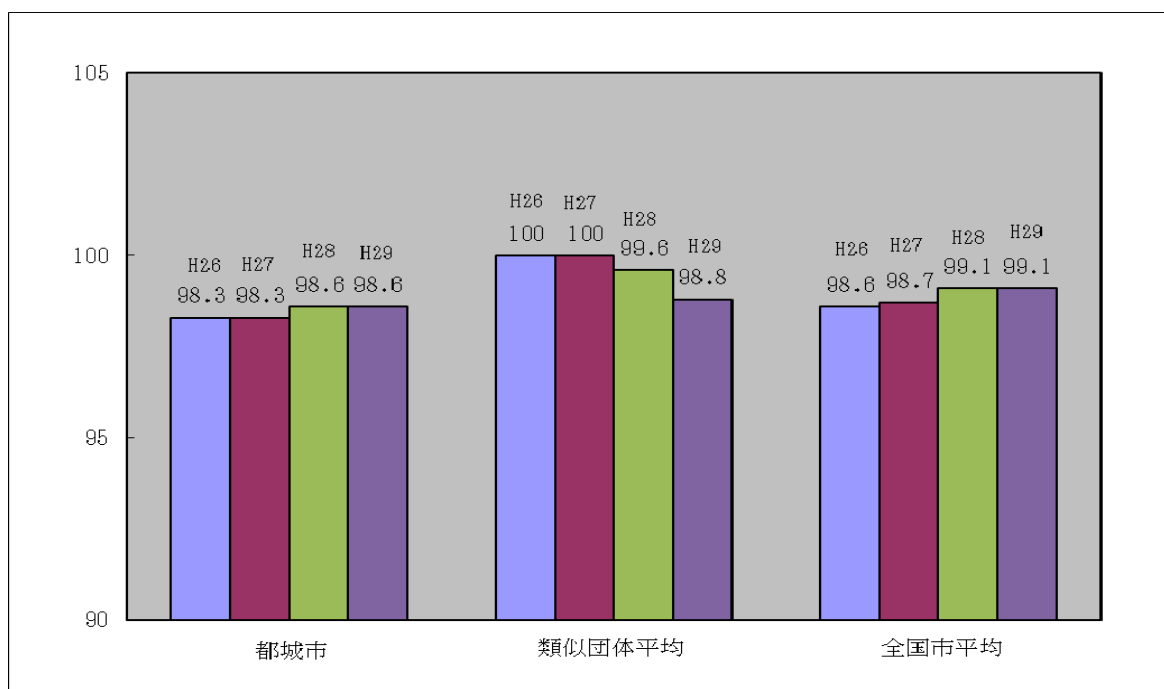
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)一般市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 1,246	千円 4,922,392	千円 739,949	千円 1,883,368	千円 7,545,709	千円 6,056	千円 6,540

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、28年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況 ※該当なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B (%)	勧告 (改定率)		
29年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
〇年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[  実施 ] 未実施]

給料表の改定実施時期 平成27年4月1日

実施内容 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均約2%引下げ。  
初任給に係る号給等については据置き、高齢層については、最大4%引下げ。  
激変緩和のため、当分の間、経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準20%に対し、都城市においても20%を支給。					
(実施時期) 平成27年4月1日(参考)					
	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の 支給割合	平成29年度 の 支給割合
		4月1日時点	遡及改定後		
国基準による支給割合	18%	18%	18.5%	20%	20%
都城市の支給割合	18%	18%	18.5%	20%	20%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（29年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	43.7歳	328,965円	381,537円	354,043円
宮崎県	43.6歳	323,011円	390,424円	349,524円
国	43.6歳	330,531円	—	410,719円
類似団体	41.5歳	313,722円	398,883円	360,481円

#### ② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
都城市	45.5歳	62人	334,005円	357,414円	352,153円	—	—	—	—
うち清掃職員	41.8歳	26人	317,219円	344,969円	340,438円	廃棄物処理業 従業員	45.7歳	293,000円	1.18
うち学校給食員	44.8歳	4人	312,150円	327,650円	323,275円	調理士	45歳	187,100円	1.75
うち用務員	56.3歳	6人	380,217円	399,317円	395,383円	用務員	55.1歳	207,300円	1.93
うち自動車運転手	54.2歳	3人	377,833円	422,099円	397,500円	自家用乗用 自動車運転手	60歳	170,800円	2.47
宮崎県	—歳	—人	—円	—円	—円	—	—	—	—
国	50.6歳	2,722人	286,833円	328,360円	—円	—	—	—	—
類似団体	49.0歳	81人	323,732円	375,750円	362,152円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員	民間	C/D
	(C)	(D)	
都城市	—	—	—
うち清掃職員	5,436,212円	4,023,000円	1.35
うち学校給食員	5,338,402円	2,552,000円	2.09
うち用務員	6,529,185円	2,818,600円	2.32
うち自動車運転手	6,829,176円	2,153,700円	3.17

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成26年～28年の3ヵ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### ③ 教育職（幼稚園）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
都城市	38.3歳	300,667円	313,325円
宮崎県	46.8歳	383,529円	428,231円
類似団体	45.8歳	392,933円	521,832円

#### ④ 税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	40.8歳	309,118円	376,056円	327,131円
宮崎県	—	—	—	—
国	43.1歳	364,107円	—	440,286円
類似団体	37.6歳	283,481円	374,503円	319,679円

⑤ 看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	39.8歳	304,212円	332,874円	315,156円
宮崎県	—	—	—	—
国	46.9歳	314,870円	—	349,161円
類似団体	40.0歳	304,634円	367,656円	341,920円

⑥ 福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	40.1歳	297,898円	342,622円	307,423円
宮崎県	—	—	—	—
国	42.6歳	332,102円	—	385,159円
類似団体	40.2歳	291,204円	354,184円	330,321円

⑦ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	38.7歳	289,897円	352,381円	316,658円
宮崎県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	37.3歳	285,361円	346,723円	317,679円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

## (2) 職員の初任給の状況（29年4月1日現在）

区 分		都 城 市	宮 崎 県	国
一般行政職	大 学 卒	178,200円	178,200円	178,200円
	高 校 卒	146,100円	146,100円	146,100円
技能労務職	高 校 卒	146,100円	140,300円	—
	中 学 卒	—	118,300円	—
教 育 職	大 学 卒	178,200円	199,500円	—
	高 校 卒	146,100円	155,200円	—
税 務 職	大 学 卒	178,200円	—	—
	高 校 卒	146,100円	—	—
看護・保健職	大 学 卒	178,200円	—	—
	高 校 卒	—	—	—
消 防 職	大 学 卒	178,200円	—	—
	高 校 卒	146,100円	—	—

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（29年4月1日現在）

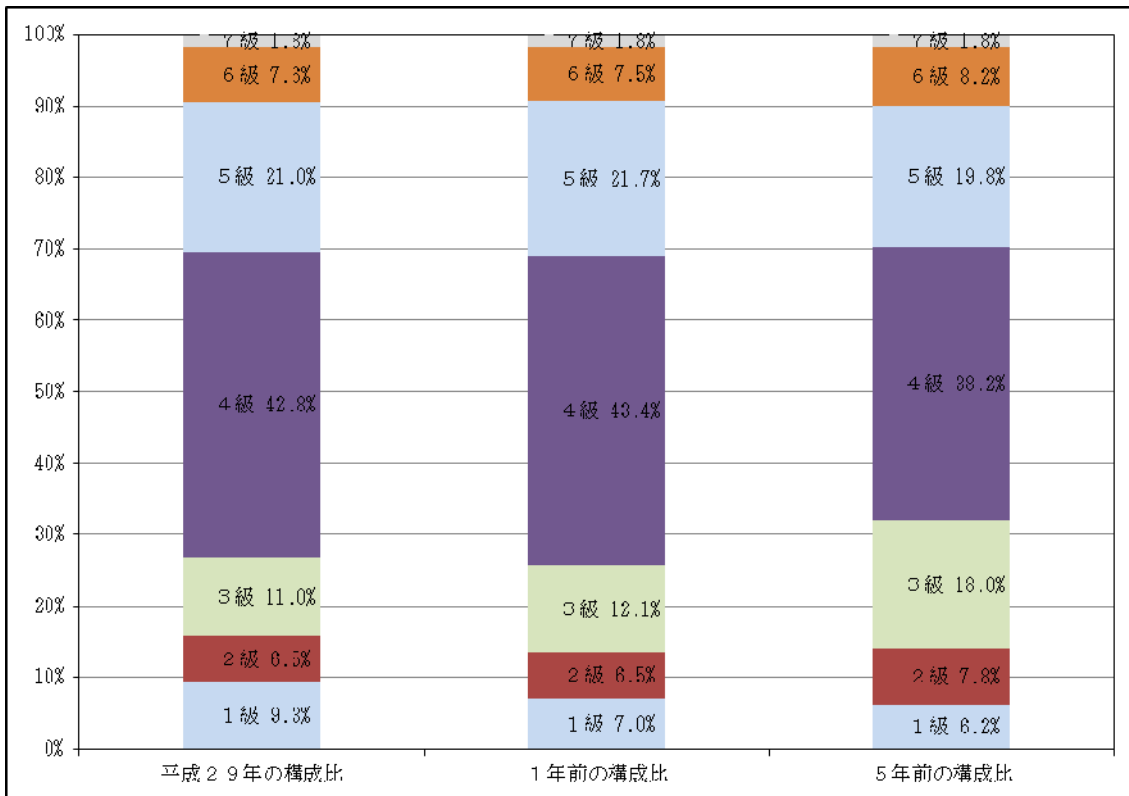
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	256,250円	353,104円	378,588円	395,762円
	高 校 卒	211,000円	315,089円	352,709円	372,120円
技能労務職	高 校 卒	206,600円	317,100円	—	370,750円
	中 学 卒	—	—	—	—
税 務 職	大 学 卒	232,600円	350,400円	376,050円	386,400円
	高 校 卒	—	309,000円	—	—
教 育 職	大 学 卒	—	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—	—
看護・保健職	大 学 卒	—	353,400円	369,600円	393,800円
	高 校 卒	—	—	—	—
消 防 職	大 学 卒	258,800円	—	382,500円	394,100円
	高 校 卒	211,000円	317,100円	354,200円	382,725円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は技師の職務	86人	9.3%	141,600円	246,600円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	60人	6.5%	191,700円	303,400円
3級	主査の職務	102人	11.0%	227,900円	349,200円
4級	副主幹の職務又は困難な業務を行う主査の職務	398人	42.8%	261,100円	383,400円
5級	主幹の職務	195人	21.0%	287,100円	392,200円
6級	課長の職務	71人	7.6%	317,700円	409,400円
7級	部長の職務	17人	1.8%	361,800円	444,100円

- (注) 1 都城市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況（都城市）

平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成 3 3 年度		平成 3 3 年度	

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

都 城 市	宮 崎 県	国
1人当たり平均支給額 (28年度) 1,407千円	1人当たり平均支給額 (28年度) 1,619千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.70 月分 (1.45) 月分 (0.80) 月分	(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.70 月分 (1.45) 月分 (0.80) 月分	(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.70 月分 (1.45) 月分 (0.80) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (都城市)

平成 29 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○			
活用している成績率	支給可能な 成績率の区分	支給実績がある 成績率の区分	支給可能な 成績率の区分	支給実績がある 成績率の区分
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ (一律)				
ロ. 人事評価を活用していない			○	
活用予定時期			平成 31 年度 6 月期 (一部)、 平成 32 年度 6 月期 (すべて)	

### (2) 退職手当 (29年4月1日現在)

都 城 市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続 25 年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続 35 年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.95 月分 49.59 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2～45%加算) 1人当たり平均支給額 3,150千円 21,903千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続 25 年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続 35 年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.95 月分 49.59 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2～45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。



### (3) 地域手当（29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）			643千円
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）			642,720円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20.0%	1人	20.0%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			98.6 (98.6)

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

### (4) 特殊勤務手当（29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）		6,811千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）		41,276円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）		13.3%	
手当の種類（手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間特殊業務手当	消防局の職員	交代制勤務に従事する職員が、午後10時から翌日の午前5時までの間に正規の勤務に従事したとき	1回650円
出勤手当	消防局の職員	災害及び緊急業務に従事したとき	1回200円

### (5) 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	358,792 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	289 千円
支給実績（27年度決算）	308,949 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	248 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給される手当</p> <p>①配偶者 13,000円</p> <p>②満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合に当たってはそのうち1人につき11,000円)</p> <p>※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算</p>	同じ	—	183,056 千円	259,286 円
住居手当	<p>自ら居住するための住宅若しくは単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃若しくは間代を支払っている職員に支給される手当</p> <p><b>(職員の居住する借家・借間)</b></p> <p>①月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円(ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給)</p> <p>②月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円(ただし支給限度額27,000円)</p> <p><b>(配偶者等の居住する借家・借間)</b></p> <p>「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額</p>	同じ	—	90,976 千円	318,097 円
通勤手当	<p>通勤のため、通勤機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当</p> <p><b>(普通交通機関等の利用者)</b></p> <p>支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円)</p> <p><b>(自動車等の使用者)</b></p> <p>片道 2km以上 2,000円～24,500円</p>	同じ	—	65,734 千円	63,206 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給される手当</p> <p>①部長級 66,400円</p> <p>②課長級 51,900円</p> <p>③主幹級の副課長 31,700円</p>	異なる	国と支給区分及び支給額が違ふ	103,312 千円	538,086 円

<p>管理職員 特別勤務手当</p>	<p>管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日等若しくは平日深夜（0時～5時）に勤務した場合に支給される手当          ①部長相当職 8,500円          ②課長相当職 7,000円          ③副課長相当職 6,000円          ※ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額</p>	<p>異なる</p>	<p>国と支給区分及び支給額が違う</p>	<p>2,690 千円</p>	<p>122,259 円</p>
<p>単身赴任手当</p>	<p>公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員等に支給される手当          （支給額）          23,000円＋加算額          （加算額）          片道 100km以上          6,000円～45,000円</p>	<p>同じ</p>	<p>—</p>	<p>6,632 千円</p>	<p>736,889 円</p>

## 5 特別職の報酬等の状況（29年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市 長 副市長（総括担当） 副市長（事業担当）	940,000 円 755,000 円 675,000 円	（参考）類似団体における最高／最低額	
			1,035,000 円／ 895,000 円	940,000 円 715,000 円
報酬	議 長	500,000 円	640,000 円／	500,000 円
	副議長	420,000 円	580,000 円／	420,000 円
	議 員	400,000 円	550,000 円／	400,000 円
期末手当	市 長 副市長（総括担当） 副市長（事業担当）	（平成28年度支給割合） 3.25 月分		
	議 長 副議長 議 員	（平成28年度支給割合） 3.25 月分		
退職手当	市 長	（算定方式） （1期の手当額） 給料月額×在職月数×50/100 22,560,000 円 任期毎		
	副市長（総括担当）	給料月額×在職月数×30/100 10,872,000 円 任期毎		
	副市長（事業担当）	給料月額×在職月数×20/100 6,480,000 円 任期毎		

（注）退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

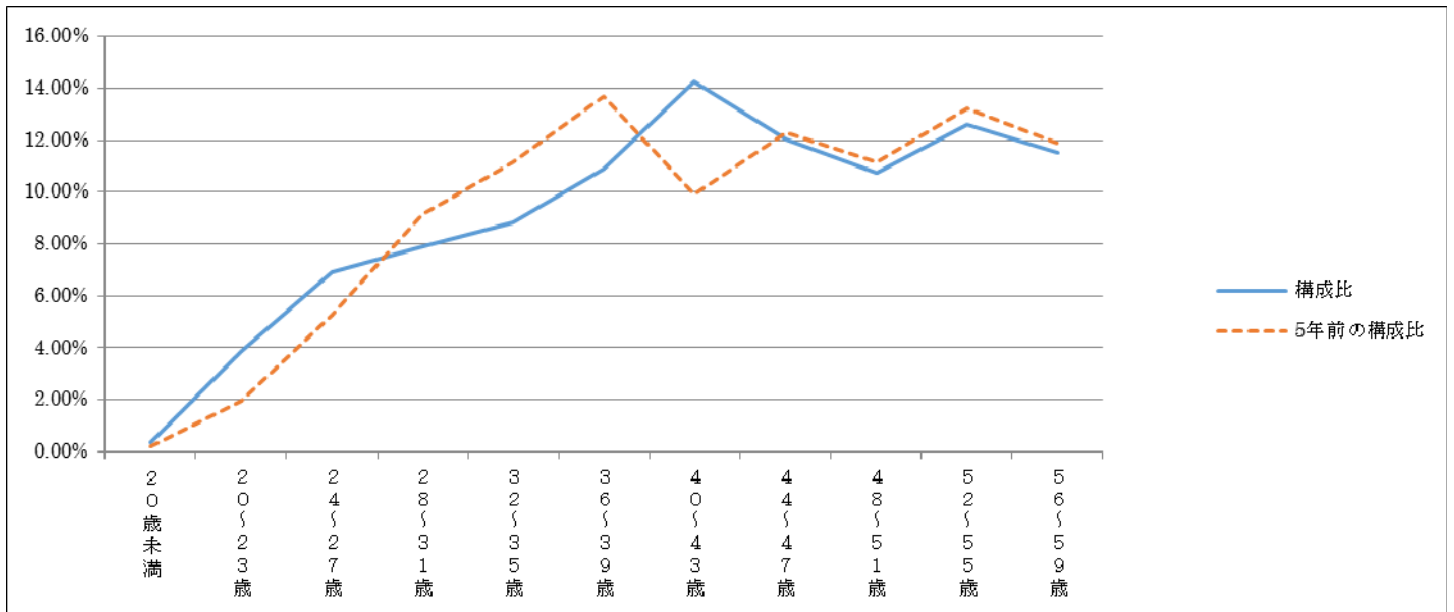
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成28年	平成29年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	10	10	0	
		総務・企画	292	293	1	（増）地方創生・ふるさと納税事務の増
		税 務	79	78	▲ 1	（減）債権調査の執行体制見直し
		民 生	171	166	▲ 5	（減）特別養護老人ホームへの指定管理者制度導入
		衛 生	105	104	▲ 1	（減）ごみ収集業務の体制見直し
		農林水産	120	120	0	
		商 工	32	35	3	（増）商工会議所への派遣、工業団地整備事務の増
		土 木	129	136	7	（増）臨時地方道整備事業、道路補修事業、公共施設整備事業の増
	計	938	942	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.29人 （類似団体の人口1万人当たりの職員数 47.15人）	
		教育部門	120	121	1	（増）全国高校総体準備事務の増
	消防部門	183	183	0		
	小 計	1,241	1,246	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 74.45人 （類似団体の人口1万人当たりの職員数 60.39人）	
計部門 公営企業等会	水 道	62	63	1	（増）簡易水道事業への公営企業会計導入準備事務の増	
	下水道	32	21	▲ 11	（減）下水道及び農業集落排水事業への公営企業会計導入	
	その他	83	84	1	（増）介護保険事務の増	
	小 計	177	168	▲ 9		
合 計		1,418	1,414	▲ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.49人	

（注）1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	55人	98人	112人	125人	154人	202人	170人	152人	178人	163人	0人	1,414人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間
一般行政	993	980	958	942	938	942	▲ 51 (▲5.1%)
教育	134	136	131	120	120	121	▲ 13 (▲9.7%)
消防	182	182	181	182	183	183	1 (0.5%)
普通会計計	1,309	1,298	1,270	1,244	1,241	1,246	▲ 63 (▲4.8%)
公営企業等会計計	187	187	184	179	177	168	▲ 19 (▲10.2%)
総合計	1,496	1,485	1,454	1,423	1,418	1,414	▲ 82 (▲5.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占める 職員給与費比率
28年度	千円 2,084,732	千円 260,170	千円 335,811	% 16.1	% 15.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 56,634,747 千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)27年度平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 55	千円 203,730	千円 26,210	千円 54,865	千円 284,805	千円 5,178	千円 4,789

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、29年3月31日現在の人数である。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
都城市	42.3 歳	318,560円	467,869円
他市町村	44.4 歳	343,701円	513,093円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

都 城 市	水道事業 (団体平均等)
1人当たり平均支給額 (28年度) 1,385 千円	1人当たり平均支給額 (28年度) 1,482 千円
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45) 月分 (0.80) 月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45) 月分 (0.80) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当 (29年4月1日現在)

水 道 事 業	都 城 市
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325月分 49.59 月分 最高限度額 49.95 月分 49.59 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~45%加算) 1人当たり平均支給額 17,579千円 21,618千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325月分 49.59 月分 最高限度額 49.95 月分 49.59 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~45%加算) 1人当たり平均支給額 3,150千円 21,903千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額ある。

ウ 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）			694千円
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）			693,528円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	18.5%	1人	18.5%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			98.6 (98.6)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

オ 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	9,875 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	186 千円
支給実績（27年度決算）	10,443 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	197 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給される手当</p> <p>①配偶者 13,000円</p> <p>②満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人につき11,000円）</p> <p>※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算</p>	同じ	—	8,007 千円	228,780 円
住居手当	<p>自ら居住するための住宅若しくは単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃若しくは間代を支払っている職員に支給される手当</p> <p><b>（職員の居住する借家・借間）</b></p> <p>①月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円（ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給）</p> <p>②月額23,000円を超える家賃の場合 （家賃-23,000円）×1/2+11,000円（ただし支給限度額27,000円）</p> <p><b>（配偶者等の居住する借家・借間）</b></p> <p>「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額</p>	同じ	—	2,562 千円	284,656 円
通勤手当	<p>通勤のため、通勤機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当</p> <p><b>（普通交通機関等の利用者）</b></p> <p>支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円）</p> <p><b>（自動車等の使用者）</b></p> <p>片道 2km以上 2,000円～24,500円</p>	同じ	—	2,292 千円	46,786 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給される手当</p> <p>①部長級 66,400円</p> <p>②課長級 51,900円</p> <p>③主幹級の副課長 31,700円</p>	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	2,773 千円	554,515 円



<p>管理職員 特別勤務手当</p>	<p>管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日等若しくは平日深夜（0時～5時）に勤務した場合に支給される手当  ①部長相当職 8,500円  ②課長相当職 7,000円  ③副課長相当職 6,000円  ※ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額</p>	<p>異なる</p>	<p>—</p>	<p>7 千円</p>	<p>3,500 円</p>
<p>単身赴任手当</p>	<p>公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員等に支給される手当  （支給額）  23,000円＋加算額  （加算額）  片道 100km以上  6,000円～45,000円</p>	<p>同じ</p>	<p>—</p>	<p>6,632 千円</p>	<p>736,889 円</p>